

市立保育所の保育料改定について

本市におけるこれまでの保育所保育料については、基本的に国の徴収基準額に基づき設定している。

平成16年度からの国の三位一体改革により、公立保育所運営費の国庫負担金が一般財源化されたことに伴い、また行財政改革の観点からも、平成21年4月分の保育料から3年間で国の徴収基準額まで段階的に引き上げてきたところであるが、平成27年4月から実施する「子ども・子育て支援新制度」に対応した、新たな保育料の設定が必要になる。

1 国における保育料の改定のポイント

従前は2階層及び3階層は、前年度分の市町村民税を基に保育料を設定し、4階層から7階層までを、前年分の所得税額を基に保育料を設定していたが、平成27年4月からは、全階層において市町村民税額を基に保育料を設定することになる。

2 市立保育所の保育料の考え方について（案）

国の基準に準拠する。

ただし、平成27年度管内各市保育料の動向調査の結果、平均軽減率が約17%だったことから、本市の保育料の基本的な考え方として、低所得者家庭に対する負担軽減を手厚くするため、保育料を5%～18%軽減する措置を講じる。

詳細については、別紙資料のとおり。

【表1】 現行国基準保育料

【表2】 現行芦別市保育料

【表3】 平成27年度・国が定める利用者負担（保育料）の上限基準額

【表4】 平成27年度・芦別市保育料（案）

3 実施の時期

平成27年4月1日

4 今後のスケジュール

3月定例市議会において、芦別市保育所条例の一部を改正する条例の提案

5 階層区分ごとの入所児童数

平成27年1月13日現在

(単位：人)

階層区分 子保	1	2	3	4	5	6	7	8	計
0歳児	0	3	0	2	2	2	0	0	9
1歳児	0	3	4	5	7	3	0	0	22
2歳児	3	5	3	4	2	0	0	0	17
3歳児	0	7	4	2	0	1	0	0	14
4歳児	3	7	3	3	1	2	0	0	19
5歳児	3	3	4	3	1	1	0	0	15
計	9	28	18	19	13	9	0	0	96
階層区分 上保	1	2	3	4	5	6	7	8	計
1歳児	0	0	2	0	2	0	0	0	4
2歳児	1	0	1	3	1	0	0	0	6
3歳児	1	1	1	0	0	0	0	0	3
4歳児	1	0	2	1	0	0	0	0	4
5歳児	1	1	1	0	2	0	0	0	5
計	4	2	7	4	5	0	0	0	22
2園合計	13	30	25	23	18	9	0	0	118

※子保：子どもセンター保育園 上保：上芦別保育園

(1) 保育料無料児童数の内訳 (単位：人)

生活保護世帯	13
第2階層市民税非課税世帯(母子)	24
多子軽減(第3子以降無料等)	22
計	59

(2) 保育料変更の内訳 (単位：人)

保育料の下がる児童	40
保育料の上がる児童	8
保育料の変更なし	11
計	59

